

児童手当（特例給付）を受給されている皆様へ、大切なお知らせです。

令和4年6月分（10月支給分）から、**児童手当の制度が一部変更**になります！

1 「特例給付」の支給に**所得上限限度額**が設けられます！

所得額によって、「特例給付」が**支給されない方が発生**します。ご確認ください。

2 「現況届」の提出が**原則不要**になります！

毎年6月に提出していただいていた「現況届」が**不要**となります。

ただし、一部の受給者（裏面をご確認ください）については、今後も提出が必要です。

1 「特例給付」の所得上限限度額について

これまで、児童手当の所得制限限度額（下表の ）を超える方については、法律の附則に基づく「特例給付」として、児童1人当たり月額一律5,000円の支給がありました。令和4年6月分（10月支給分）からは、児童を養育している方の所得が下表の 以上となる場合、支給されません。

また、児童手当等が支給されなくなった後に所得が下表の を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。自動的に支給が再開することはありませんので、ご注意ください。

「児童手当」：児童を養育している方の所得が下表の （所得制限限度額）未満の場合

「特例給付」：児童を養育している方の所得が下表の 以上 （所得上限限度額）未満の場合

「支給なし」：児童を養育している方の所得が下表の 以上の場合

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238

扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設入所している児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

「現況届」については
裏面をご確認ください！

5人 (児童4人+年収103万円 以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276
------------------------------------	-----	------	------	------

2 「現況届」の原則省略について

丸森町では、受給者の現況を公簿等で確認することで、毎年6月に提出していただいていた「現況届」を令和4年度分より原則省略することとします。

ただし、下記に該当する方は、引き続き「現況届」の提出が必要です！

配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が丸森町でない方
 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
 離婚協議中で配偶者と別居している方
 法人である未成年後見人、施設等受給者の方
 その他、丸森町から提出の案内のあった方

また、以下の変更事項があった場合は、速やかに丸森町に届け出てください！

児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（町外や海外への転出を含む）
 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ

公務員の場合は、住民のある市区町村ではなく、勤務先から児童手当が支給されます。
 ただし、以下に該当する異動があった場合は、その翌日から15日以内に勤務先だけでなく、住所のある市区町村にも届出・申請をしてください。

公務員になった場合
 退職等により、公務員でなくなった場合
 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください！

お問い合わせ

丸森町役場 子育て定住推進課

0224 - 87 - 7521